

「理学療法いばらき」論文賞選考規程

(目的)

第1条 この規程は、会員の学術活動の振興を目的に、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下「本会」という。）の学術誌に掲載された優秀な論文を表彰するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 原則として本会の会員であり、かつ筆頭著者であること。

2 本会総会の前年1月から12月の間に本会学術誌「理学療法いばらき」に掲載された原著論文、症例研究、報告、短報（以下「論文」という。）であること。

(種類)

第3条 優秀論文賞1編、奨励論文賞若干編とする。

(褒賞)

第4条 受賞論文には、褒賞として、筆頭著者に対し賞状を授与する。

(選考委員会)

第5条 「理学療法いばらき」論文賞を選定するため、選考委員会を設ける。

2 選考委員会委員長（以下「委員長」という。）は学術・教育局長が兼務する。

3 選考委員会委員（以下「委員」という。）は、学術・教育局学術誌部員が兼務する。

(選考基準)

第6条 論文賞の審査に当たっては、論文内容の独創性、学術・技術上の寄与と研究の発展性、努力度を考慮する。

(選考方法)

第7条 委員は当該年度の選考対象論文の中から受賞候補論文を選考し、委員長は選考結果を表彰委員会へ提出する。

2 理事会は、表彰委員会からの提案に基づき受賞論文を決定する。

(連続受賞)

第8条 優秀論文賞の受賞者は、受賞後2年間は論文賞の選考対象から除外される。

2 奨励論文賞の受賞者は、受賞後2年間は同賞の選考対象から除外される。ただし、優秀論文賞の選考対象となることはできる。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、選考委員会の決議を経た上で、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。